

7. 休会・活動再開・廃止・統合・名称変更

1 休会の手続き

その研究分科会により、2年度の活動期間を維持することが困難と判断した場合に、休会の手続きを行ってください。

- 1) 「研究分科会休会・廃止願」(様式 13-1)を月例会担当理事宛に提出(随時)

休会の判断がなされた時点で、「研究分科会休会・廃止願」を提出してください。

- 2) 代表者交代の通知を月例会担当理事宛に提出

休会となった時点での代表者はそのまま会期期間中は代表となります。

ただし、代表を続けることが難しい場合は、研究部担当理校と相談してください。

休会中に代表の交代がある場合には、「研究分科会会員異動事務連絡」(様式 10)を代表者交代届けとして提出してください。

※代表者は、休会の期間中も研究分科会の管理者・連絡先を担います。

※さらに代表者が交代する場合には、改めて代表者交代届けを提出してください。

- 3) 会員異動の通知を月例会担当理事宛に提出(会員に異動がある場合)

分科会会員の異動がある場合には、「研究分科会会員異動事務連絡」(様式 10)を提出してください。

※休会中でも提出してください。

- 4) 「年度会計報告」の提出

休会中となってもその年度の会計報告を研究部担当理事校へ提出してください。

※分科会所持金の処理をした場合には計上します。

- 5) 「活動報告書」は不要

提出は不要です。

- 6) 「活動計画書」の提出

活動1年目で休会した場合で、2年目に活動を予定している場合には研究部担当理事校へ提出してください。

- 7) 「予算計画書」の提出(活動1年目で休会した場合)

活動1年目で休会した場合で、2年目に活動を予定している場合には研究部担当理事校へ提出してください。

- 8) 「次期研究分科会会員募集要項」の提出(次期活動を計画している場合)

休会中の分科会で次期活動を計画している場合には会員更新担当理事校へ提出してください。

- 9) 「分科会勧誘メッセージ」の提出(「報告大会発表要旨」内)

休会中の分科会で次期活動を計画している場合には会員更新担当理事校へ提出してください。

7. 休会・活動再開・廃止・統合・名称変更

※研究報告大会で配布される「研究分科会募集案内」に掲載されます。

(書式「報告大会発表要旨」内に記入する項目があります)

10) 研究分科会が休会となって以降、連続して2期目となる場合には廃止の手続きを行ってください。

2 活動再開の手続き

1) 「活動再開届」(様式 13-2)を月例会担当理事校宛に提出(随時)

休会となった研究分科会が活動を再開する場合には「活動再開届」を提出してください。

※会期が改まって再開する場合には、「活動計画書」と一緒に提出してください。

2) 会員異動の通知を月例会担当理事校宛に提出(会員に異動がある場合)

3 廃止の手続き

1) 「研究分科会休会・廃止願」(様式 13-1)を月例会担当理事校宛に提出

2) 分科会所持金の清算

研究部の指定する口座に所持金全額を入金してください。

・送金手数料分は所持金より差し引いてください。

(分科会所持金=振込金額+振込手数料)

・振込手続きが済みましたら研究部担当理事校までご連絡ください。

・休会を決定した時点で精算を行うこともできます。

・清算と同時に「会計報告書」を研究部担当理事校へ提出してください。

4 統合の手続き

複数の研究分科会が統合しようとする場合は、「研究分科会統合願」(様式 12)を月例会担当理事校宛に提出してください。(随時)

5 名称変更

研究分科会の名称を変更使用とする場合は、「研究分科会名称変更願」(様式 11)を月例会担当理事校宛に提出してください。(随時)

以上